

国民健康保険税税率改正に対する基本的な考え

- 1 国の方針(法定外繰入の早期解消)及び市の財政状況(一般会計財政調整基金残高約 2 億 8 千万円、国保財政調整基金残高約 1 3 億 5 千万円)を考慮すると、次期計画期間(R 3 年度～ 5 年度)において、今期計画期間並みの法定外繰入(年 2 億 5 千万円)を行うことは困難である。
- 2 税率の急激な上昇を抑えるため、国保財政調整基金の繰入が必要となるが、第 3 期の税率改正に備え一定額の基金残高を確保する必要がある。